

# 兵庫県公報

平成25年4月9日 火曜日 第2481号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	3
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	4
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	4
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	4
○ 保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	9
○ 同 上（同）	13
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（同）	14
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	17
○ 同 上（同）	17
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成25年近畿地方整備局告示第77号）（道路街路課）	18
○ 同 上（平成25年近畿地方整備局告示第78号）（同）	18
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成25年近畿地方整備局告示第79号）（同）	19
○ 同 上（平成25年近畿地方整備局告示第80号）（同）	19
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成25年近畿地方整備局告示第81号）（同）	19
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	20
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	20
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	21
○ 建築士法に基づく指定登録機関の変更の届出（建築指導課）	21
○ 建築士法に基づく指定試験機関の変更の届出（同）	21
○ 建築士法に基づく指定登録機関の変更の届出（同）	22
<b>公 告</b>	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	22
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（淡路県民局）	24
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	25
○ 同 上（同）	26
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	27
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定及び届出事項の異動の届出	31
<b>公安委員会告示</b>	
○ 平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部改正	31

告 示

兵庫県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年 4 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 御津西部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	横 川 正	たつの市御津町岩見1062番地 3
同	都 倉 良 太	同 市御津町釜屋240番地
同	井 口 勉	同 市御津町釜屋535番地 4
同	白 銀 秀 光	同 市御津町朝臣802番地 2
同	井 口 幸 巳	同 市御津町朝臣363番地 3
同	堀 義 範	同 市御津町岩見210番地 3
同	井 口 淳	同 市御津町岩見66番地
同	濱 久 一	同 市御津町岩見88番地
同	吉 田 忠 彦	同 市御津町岩見787番地
同	箕 田 孝 行	同 市御津町岩見 6 番地 4
同	乘 鞍 勇	同 市御津町岩見1048番地
同	尾 上 勝	同 市御津町岩見959番地
同	平 野 敏 明	同 市御津町釜屋466番地
同	三 輪 学	同 市御津町釜屋304番地
同	岩 村 正 人	同 市御津町黒崎130番地
同	野 本 博 行	同 市御津町黒崎181番地
監 事	堀 功	同 市御津町岩見75番地
同	吉 田 忠 夫	同 市御津町岩見949番地
同	永 井 清 則	同 市御津町釜屋365番地 4

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	横 川 正	たつの市御津町岩見1062番地 3
同	都 倉 良 太	同 市御津町釜屋240番地
同	井 口 勉	同 市御津町釜屋535番地 4
同	白 銀 秀 光	同 市御津町朝臣802番地 2
同	井 口 幸 巳	同 市御津町朝臣363番地 3
同	堀 義 範	同 市御津町岩見210番地 3
同	井 口 淳	同 市御津町岩見66番地
同	濱 久 一	同 市御津町岩見88番地
同	吉 田 忠 彦	同 市御津町岩見787番地
同	箕 田 孝 行	同 市御津町岩見 6 番地 4
同	乘 鞍 勇	同 市御津町岩見1048番地
同	尾 上 勝	同 市御津町岩見959番地
同	平 野 敏 明	同 市御津町釜屋466番地
同	三 輪 学	同 市御津町釜屋304番地
同	岩 村 正 人	同 市御津町黒崎130番地
同	野 本 博 行	同 市御津町黒崎181番地
監 事	堀 功	同 市御津町岩見75番地
同	吉 田 忠 夫	同 市御津町岩見949番地
同	永 井 清 則	同 市御津町釜屋365番地 4

2 赤穂土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	豆 田 正 明	赤穂市加里屋2156番地 5
同	山 崎 靖 夫	同 市加里屋93番地 7
同	山 田 孝 志	同 市塩屋640番地
同	中 田 稔 行	同 市新田971番地 2
同	島 田 泰 伸	同 市折方1473番地 1
同	砂 本 利 幸	同 市砂子287番地 1
同	平 松 久 徳	同 市高野121番地
同	前 田 護	同 市中山37番地 1
監 事	榊 敏	同 市上仮屋南254番地 1
同	酒 谷 明 良	同 市北野中210番地
同	澗 口 輝 幸	同 市木津296番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	豆 田 正 明	赤穂市加里屋2156番地 5
同	大 西 嗣 生	同 市加里屋1616番地 2
同	山 田 孝 志	同 市塩屋640番地
同	中 田 稔 行	同 市新田971番地 2
同	島 田 泰 伸	同 市折方1473番地 1
同	砂 本 勝	同 市砂子188番地
同	大 田 正 明	同 市高野114番地
同	前 田 護	同 市中山37番地 1
監 事	高 橋 正 弘	同 市上仮屋北12番地 3
同	酒 谷 明 良	同 市北野中210番地
同	光 庵 豊 一	同 市目坂467番地 1



兵庫県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
菅谷土地改良区	平成25年3月25日



兵庫県告示第575号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成21年兵庫県告示第462号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成25年4月25日限りで消滅する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 香住町加入区
- 津居山港加入区
- 竹野浜加入区
- 柴山港加入区



**兵庫県告示第576号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成25年4月26日から発生する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 香住町加入区
- 津居山港加入区
- 竹野浜加入区
- 柴山港加入区



**兵庫県告示第577号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成21年兵庫県告示第463号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成25年4月25日限りで消滅する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 兵庫加入区
- 明石浦加入区
- 林崎加入区
- 江井ヶ島加入区
- 岩見加入区
- 育波浦加入区



**兵庫県告示第578号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成25年4月26日から発生する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 兵庫加入区
- 明石浦加入区
- 林崎加入区
- 江井ヶ島加入区
- 岩見加入区
- 育波浦加入区



**兵庫県告示第579号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区鹿田字空山493・497（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、村岡区入江字イモ子1374（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件  
(i) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第580号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字シハ谷1439、1439の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第581号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区境字後山295、296、297の1、297の2（次の図に示す部分に限る。）、297の3
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第582号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区隼人字中谷663の3
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第583号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区隼人字不動谷670の1、字中谷663の1、字ブチン谷647の1
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第584号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区安木字中谷754、754の2から754の5まで、754の7
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第585号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区三谷字笹谷601、字半淵604

2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第586号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区小原字万寺1169

2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第587号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区高津字宮谷1733の2、1733の3
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第588号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区原字コテ畑521、521の1、522、522の1、526、527の1、527の2、530の1、530の2、535の1、535の3
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第589号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区下岡字山座200の5
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で



定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第590号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区畑字白ス831の1、831の2、837、839、840
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第591号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区畑字白ス831の3から831の5まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第592号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号  
所長 近 藤 和 之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)	
能	力	50枚/日		同 左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後30日		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9~12	12	9~13	13
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100以下	100	100以下	100
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	80以下	80	120以下	120
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10以下	10	150以下	150
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	4,250以下	4,250	50以下	50
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	3,600以下	3,600	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1以下	1.5	1以下	1.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0.021	0.021	0.002	0.003

備考 汚水等は公共下水道に放流、又は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 4)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 5)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 6)	
30枚/日		同 左		同 左		20枚/日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
着手後7日		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
2.3～7	2.3	2.3～7	2.3	2.3～7	2.3	8～14	14
10以下	10	10以下	10	10以下	10	10以下	10
120以下	120	120以下	120	120以下	120	120以下	120
100以下	100	100以下	100	100以下	100	100以下	100
4,200以下	5,000	—	—	—	—	10以下	10
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	160以下	200	—	—
4,200以下	5,000	—	—	—	—	—	—
1以下	1	1以下	1	1以下	1	1以下	1
0.005	0.005	0.015	0.015	0	0.0062	0	0.1

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年4月9日から同月30日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



**兵庫県告示第593号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
旭硝子株式会社高砂工場  
高砂市梅井5丁目6番1号  
工場長 八馬 進
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
旭硝子株式会社高砂工場  
高砂市梅井5丁目6番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	53号口 廃ガス洗浄施設	
能	力	10m <sup>3</sup> /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後14日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5~14	14
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	50	80
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	30	50
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	5	20
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	1未満	1

	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	77,000	103,000
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0	0.28

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年4月9日から同月30日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第594号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社ミツカンフレシア 三木工場  
三木市吉川町畑枝395-1  
工場長 山 野 喜久雄
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社ミツカンフレシア 三木工場  
三木市吉川町畑枝395-1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	17号 湯煮施設 (No. 1～No.12)			
変更前後の区分		変更前		変更後	
能力		530kg/回・基		同左	
工事着手予定年月日		既設		同左	
工事完成予定年月日		既設		同左	
使用開始予定年月日		既設		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		7時～17時 10時間		4時～24時 20時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5.5	5.5	5.5	5.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	180,000	180,000	180,000	180,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	120,000	120,000	120,000	120,000
	浮遊物質 (単位 mg/L)	14,000	14,000	14,000	14,000
	窒素含有量 (単位 mg/L)	1,300	1,300	1,300	1,300
	りん含有量 (単位 mg/L)	1,100	1,100	1,100	1,100
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1	1	1	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		3/12基	3/12基	6.3/12基	6.3/12基

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	活性汚泥式排水処理設備							
		変 更 前				変 更 後			
変 更 前 後 の 区 分									
型	式	半地下型				同 左			
構	造	鉄筋コンクリート製				同 左			
主 要 寸 法		24.6m×14.5m×5.9m				22.55m×23m×7m			
能 力		325m <sup>3</sup> /日				396m <sup>3</sup> /日			
汚 水 等 の 処 理 方 式		嫌気+接触ばっ気+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭				同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設				同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設				同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		既 設				許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同 左			
使用時間の季節的変動の概要		な し				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4～ 7	4～ 7	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	4～ 7	4～ 7	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7,571	8,219	5	5	5,411	6,227	5	5
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	4,770	5,202	10	15	3,392	3,803	10	15
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	518	569	10	10	370	431	10	10
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	66	71	10	10	52	57	10	10
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	49	53	1	1	37	41	1	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1	5	1	1.5	1	3	1	1.5	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m <sup>3</sup> /日)		75	150	75	150	198	396	198	396



(5) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
排 水 口 名		No. 1	No. 2	No. 1	No. 2
排 水 量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通 常	75	雨 水 専 用 排 水 口	198	変 更 な し
	最 大	150		396	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	5.8~8.6		5.8~8.6	
	最 大	5.8~8.6		5.8~8.6	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	5		5	
	最 大	5		5	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	10		10	
	最 大	15		15	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	10		10	
	最 大	10		10	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	10	10		
	最 大	10	10		
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	1	1		
	最 大	1	1		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	1	1		
	最 大	1.5	1.5		

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成25年4月9日から同月30日まで

(2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び三木市産業環境部生活環境課



**兵庫県告示第595号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点1点及び3級基準点1点設置）
- 2 作業期間  
平成25年2月10日から同年3月18日まで
- 3 作業地域  
尼崎市武庫川町地区



**兵庫県告示第596号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類

公共測量（道路平面図データ作成）

2 作業期間

平成24年11月5日から平成25年3月22日まで

3 作業地域

神戸市西区神出町及び同市北区長尾町の一部



**兵庫県告示第597号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成25年近畿地方整備局告示第77号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3.4.81号尼崎宝塚線

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業施行期間

平成18年8月1日から平成27年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第598号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成25年近畿地方整備局告示第78号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3.4.212号伊丹飛行場線

3.4.780号野間寺本線

3.3.3号西国街道線

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業施行期間

平成19年12月28日から平成28年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第599号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成25年近畿地方整備局告示第79号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業
  - 3. 4. 22号大日線
  - 3. 3. 3号国道線
  - 3. 4. 114号十二所前線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成13年10月19日から平成26年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第600号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成25年近畿地方整備局告示第80号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業
  - 3. 5. 104号船場川線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成18年1月17日から平成27年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第601号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成25年近畿地方整備局告示第81号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
3.4.8号朝霧二見線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成19年10月26日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第602号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神南県民局長から報告があった。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 日時  
平成25年4月17日（水）午前10時から午前11時まで
- (2) 場所  
西宮市樫塚町2-28 兵庫県西宮庁舎 4階会議室
- (3) 被聴聞者
 

商号又は名称	西急土地建物株式会社
代表者氏名	尾 田 勇
事務所所在地	西宮市霞町4番33号
免 許 番 号	兵庫県知事(10)第200911号
免 許 年 月 日	平成25年1月30日
- 2 (1) 日時  
平成25年4月17日（水）午前11時から午前12時まで
- (2) 場所  
西宮市樫塚町2-28 兵庫県西宮庁舎 4階会議室
- (3) 被聴聞者
 

商号又は名称	有限会社阪神住宅サービス
代表者氏名	池 田 百 恵
事務所所在地	尼崎市竹谷町一丁目20番地
免 許 番 号	兵庫県知事(9)第201104号
免 許 年 月 日	平成23年6月10日



**兵庫県告示第603号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 株式会社タツミコーポレーション  
 代表者の氏名 李 相 哲  
 住所 明石市松の内2丁目3番地の9
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 M. G A I A板宿店  
 所在地 神戸市須磨区平田町2丁目3番7号
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び神戸県民局神戸土木事務所まちづくり課  
 縦覧期間 平成25年4月9日から同月22日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 平成25年4月9日から同月22日まで  
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第604号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、加東市天神東袴鹿谷土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	氏 名	住 所
退任理事	藤 原 義 弘	加東市天神1511番地
新任理事	藤 原 利 之	加東市天神446番地1



**兵庫県告示第605号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において準用する第10条の6第2項の規定により、次の指定登録機関から変更の届出があった。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
社団法人兵庫県建築士会	名称	社団法人兵庫県建築士会	公益社団法人兵庫県建築士会	平成25年4月1日



**兵庫県告示第606号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する第10条の6第2項の規定により、次の指定試験機関から変更の届出があった。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
財団法人建築技術教育普及センター	名称	財団法人建築技術教育普及センター	公益財団法人建築技術教育普及センター	平成25年4月1日



## 兵庫県告示第607号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第3項において準用する第10条の6第2項の規定により、次の指定登録機関から変更の届出があった。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
社団法人兵庫県建築士事務所協会	名称	社団法人兵庫県建築士事務所協会	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会	平成24年4月1日

## 公 告

## 県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地  
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ア	赤穂市農神町6番44ほか	132.20	宅地	4,060	406
イ	赤穂市農神6番26ほか	136.82	宅地	4,260	426
ウ	赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番	493.32	宅地	5,427	543
エ	豊岡市山王町11番2	148.13	宅地	6,622	663

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
エ 上記アからウのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力

団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

### 3 入札参加申込み

#### (1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

#### (2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、上記(1)により参加の仮申込手続を完了した後、下記(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

#### (3) 受付期間

平成25年4月9日（火）から同月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成25年4月9日（火）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成25年4月26日（金）消印有効とする。

### 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係  
電話（078）341-7711 内線2550・2551

### 5 入札期間、場所及び開札日時

#### (1) 入札期間

平成25年5月15日（水）午後1時から同月22日（水）午後1時まで

#### (2) 入札場所

公有財産売却システム上

#### (3) 開札日時

平成25年5月22日（水）午後1時経過後直ちに行う。

### 6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

### 7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で前記1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

### 8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

### 9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- 10 入札についての照会先  
前記4に同じ。



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年4月9日

淡路県民局長 安倍 茂

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 洲本グレイン  
所在地 洲本市桑間681番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 大平産業株式会社  
住所 洲本市桑間681番地  
代表者の氏名 倉 本 健 次
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
大平産業株式会社	洲本市桑間681番地	倉 本 健 次
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	大 鳶 秀 昭
株式会社神戸物産	加古郡稲美町中一色883番地	沼 田 博 和
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年11月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,920平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
79台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
30台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
92平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13.95立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
大平産業株式会社	午前8時	午後5時
ダイレックス株式会社	午前9時	午後10時
株式会社神戸物産	午前9時30分	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所



- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成25年3月21日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成25年4月9日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成25年8月9日
  - (2) 提出先  
淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 コープ西宮東  
所在地 西宮市小松北町一丁目6番44号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 三井住友信託銀行株式会社  
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
代表者の氏名 常 陰 均
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 みずほ信託銀行株式会社  
住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
代表者の氏名 衛 藤 博 啓
    - イ 変更後  
名称 三井住友信託銀行株式会社  
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
代表者の氏名 常 陰 均
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	浅 田 克 己
株式会社サーティファイブ	川西市見野三丁目10番1号	野 里 博 行
株式会社アルプス	神戸市須磨区若木町三丁目7番22号	水 野 則 男
    - 外1者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	本田 英 一
株式会社関西サプライ	川西市東畦野四丁目28番20—107号	坪田 哲
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 宏 光

外3者

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年12月13日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成23年8月19日ほか

5 届出年月日

平成25年3月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成25年4月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成25年8月9日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年4月9日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 日生中央サピエ  
所在地 川辺郡猪名川町松尾台1丁目2番地24

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社阪食  
住所 大阪市北区角田町8番7号  
代表者の氏名 千野 和 利

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の所在地
  - ア 変更前  
川辺郡猪名川町松尾台1丁目2番地1
  - イ 変更後  
川辺郡猪名川町松尾台1丁目2番地24
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - ア 変更前  
名称 日本生命保険相互会社

住所 大阪市中央区今橋3丁目5番12号

代表者の氏名 宇野郁夫

イ 変更後

名称 株式会社阪食

住所 大阪市北区角田町8番7号

代表者の氏名 千野和利

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町8-7 阪急ビル内	千野和利
株式会社ロイヤル	川西市鶯が丘15-13	東豊雄
株式会社ミウラ	川辺郡猪名川町広根字菜畑686-3	三浦和夫

外13者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪食	大阪市北区角田町8-7	千野和利
株式会社ウィックス	大阪市都島区都島北通1丁目9-23	上堀勝也
株式会社アイディーエフ	尼崎市食満5-24-1	古川敏章

外14者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の所在地

平成15年3月13日

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年11月27日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成18年9月1日ほか

5 届出年月日

平成25年2月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年4月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年8月9日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成25年4月9日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田丈蔵

1 政治団体の設立の届出

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
奥藤たかひろ後援会	奥藤隆裕	牟禮宗弘	赤穂市坂越1266
おくの幸男後援会	宮崎靖節	新居茂夫	淡路市志筑1854番4号
金田峰生後援会	森原健一	野中一清	神戸市兵庫区新開地3-4-20
北山たかひこを励ます会	北山孝彦	北山和代	神崎郡福崎町福田471-3
くらしとまちに元気を伊丹市民の会	千住実	和田優	伊丹市大鹿7丁目99番地
竹内友江後援会	竹内正郎	藤輪透	赤穂市木津1327-312
田路勝と共に宍粟市を考える会	上田薫	清水利郎	宍粟市一宮町福野272-1
藤井まさひこ後援会	吉田範明	藤井伸也	美方郡香美町小代区平野329
山本陽三後援会	太田恵宜	山本瑛可	赤穂市塩屋2126番地の4
やまもり昭夫後援会	守山誠治	水谷弘治	美方郡香美町香住区守柄278番地

## 2 届出事項の異動の届出

## (1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容
公明党西宮総支部	会計責任者	新 徳田直彦
		旧 江原和明
公明党播磨総支部	主たる事務所の所在地	新 加古川市別府町朝日町28-1
		旧 加古川市別府町新野辺1315-2
	代表者	新 岸本一尚
		旧 大西健一
公明党東兵庫総支部	主たる事務所の所在地	新 宝塚市鹿塩1-18-3-305
		旧 伊丹市緑ヶ丘1-265
	代表者	新 江原和明
		旧 合田博一
	会計責任者	新 藤岡和枝
		旧 江見輝男
公明党姫路総支部	主たる事務所の所在地	新 姫路市余部区下余部310-10
		旧 姫路市南八代町3-29
	代表者	新 北條泰嗣
		旧 大野由紀雄
	会計責任者	新 山本道人
		旧 北條泰嗣
自由民主党一宮支部	主たる事務所の所在地	新 淡路市江井2995
		旧 淡路市尾崎1411番地1
	代表者	新 河野さかゑ
		旧 上田弘
	会計責任者	新 山口かず子
		旧 植松孝祐
自由民主党西宮支部	主たる事務所の所在地	新 西宮市甲陽園目神山町4-8
		旧 西宮市甲子園口北町1-10 田中章博事務所内

自 由 民 主 党 兵 庫 県 部 淡 路 市 第 一 支 部	主たる事務所の所在地	新	淡路市富島1975番地
		旧	淡路市斗ノ内645番地
自 由 民 主 党 兵 庫 県 部 看 護 連 盟 支 部	会 計 責 任 者	新	柳 田 純 美
		旧	去來川 節 子
日 本 維 新 の 会 衆 議 院 兵 庫 県 第 6 選 挙 区 支 部	主たる事務所の所在地	新	宝塚市伊子志3丁目12-23 ファミール逆瀬103
		旧	伊丹市梅ノ木1丁目2-28 メゾネット梅ノ木B号室
みんなの党神戸市会第4支部	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区海岸通28番地1603号
		旧	神戸市中央区琴ノ緒町4丁目7番6号 富岡ビル1階
みんなの党兵庫県議会第8支部	主たる事務所の所在地	新	三田市三輪2-1-12 丹商ビル303
		旧	三田市すずかけ台4-3-110

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
		新	旧
明るい宝塚民主市政をつくる会	代 表 者	新	茅 野 涼 一
		旧	友 成 光 吉
明 日 を 語 る 会	代 表 者	新	柳 川 詔 一
		旧	森 貴 彦
	会 計 責 任 者	新	兼 松 和 功
		旧	柳 川 詔 一
新しい風岸本義明後援会	代 表 者	新	猶 原 士 郎
		旧	谷 口 文 男
加 西 市 医 師 連 盟	代 表 者	新	田 尻 英 一
		旧	大 杉 幸 男
かしのたかひと後援会 孝人会	会 計 責 任 者	新	檜 野 逢 子
		旧	中 澤 雅 都
かまさか道弘後援会	代 表 者	新	内 藤 政 義
		旧	釜 坂 好 隆
	会 計 責 任 者	新	釜 坂 好 隆
		旧	新 見 良 一
がんばろう香美町一期一会の会	名 称	新	がんばろう香美町一期一会の会
		旧	流れを変えよう一期一会の会
	主たる事務所の所在地	新	美方郡香美町香住区香住字星田1245
		旧	美方郡香美町村岡区村岡2757-1
幸福実現党明石後援会	会 計 責 任 者	新	前 田 照 子
		旧	須河内 かすみ
幸福実現党淡路後援会	会 計 責 任 者	新	尾 崎 史 江
		旧	黒 田 勝 子
幸福実現党西神後援会	会 計 責 任 者	新	渡 辺 太 子
		旧	村 上 朱 美

幸福実現党宝塚・川西後援会	会計責任者	新	上藤直美
		旧	田中千晶
幸福実現党播磨中央後援会	会計責任者	新	小林絹代
		旧	伴野和広
五島たけし後援会	会計責任者	新	入江義和
		旧	原田良昭
政策実現を目指す会	会計責任者	新	岡翔太
		旧	藤本貴也
瀬川至後援会	主たる事務所の所在地	新	丹波市山南町前川150番地6
		旧	丹波市山南町前川684-2
たじ勝昭後援会	代表者	新	森下恒夫
		旧	西山俊介
	主たる事務所の所在地	新	朝来市和田山町東谷122-3-1
		旧	朝来市山東町矢名瀬町378
たじ裕規後援会	主たる事務所の所在地	新	神戸市灘区国玉通4丁目4-35
		旧	神戸市灘区水道筋1丁目34
田中たかお後援会	代表者	新	稗田正巳
		旧	垣内久男
辻重五郎後援会	会計責任者	新	安達晴太郎
		旧	三方清明
西宮希望の女神	名称	新	西宮希望の女神
		旧	西宮維新の会
西脇市多可郡医師連盟	会計責任者	新	藤原由延
		旧	南久雄
兵庫県看護連盟	会計責任者	新	柳田純美
		旧	去來川節子
平野管子後援会	会計責任者	新	池田垣理子
		旧	門林由憲
深田真史後援会	主たる事務所の所在地	新	加西市鶉野町1091-1
		旧	加西市玉野町868-1
	代表者	新	深田真史
		旧	深田勝
ふじもと俊後援会	主たる事務所の所在地	新	神戸市灘区高尾通1-3-18-405
		旧	芦屋市大原町6-14
宮内富夫後援会	代表者	新	牛尾正晴
		旧	黒田進
山田昌弘後援会	主たる事務所の所在地	新	赤穂市有年横尾598-3番地
		旧	赤穂市有年横尾498-1

3 解散の届出のあった政治団体

(1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日

足立正典後援会	待場明雄	平成24年12月31日
小寺昌樹後援会	長井悦郎	平成24年12月31日
武田正昭後援会	高原周治	平成24年3月29日
武田正昭政経研究会	武田正昭	平成24年3月29日
長尾ちよの後援会	長尾ちよの	平成24年12月31日
圓山浩平後援会	圓山浩平	平成24年10月31日
あかし K i z u n a 会	田中康之	平成25年2月19日
国民の生活が第一兵庫県第3区総支部	有年真記	平成25年2月20日
新日本製鉄広畑労働組合政治活動委員会	福永明	平成25年2月20日
田路勝と共に宍粟市を考える会	上田 薫	平成25年2月5日
村上昇後援会	服部卯吉	平成25年2月15日
やすだ豊代後援会	保田とよ	平成25年1月20日
山本陽三後援会	太田恵宜	平成25年2月18日



**兵庫県選挙管理委員会告示第19号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定及び届出事項の異動の届出があった。

平成25年4月9日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈 蔵

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
奥藤隆裕	赤穂市議会議員	奥藤たかひろ後援会	赤穂市坂越1266	奥藤隆裕	平成25年2月12日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
藤本 俊	兵庫県議会議員	ふじもと俊後援会	主たる事務所の所在地	新	神戸市灘区高尾通1-3-18-405
				旧	芦屋市大原町6-14

**公安委員会告示**

**兵庫県公安委員会告示第112号**

平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年4月9日

兵庫県公安委員会  
委員長 橋本 猛 伸

表17の部代表者の氏名の項中「小林 繁 義」を「山中 正 代」に改める。